青少年の成長を見守る 青少年補導委員

●問い合わせ　こども育成課（東庁舎別棟1階　☎34-3291　Fax34-3309）

皆さんは「青少年補導委員」をご存じですか。青少年の健全育成を目的に、街頭補導活動での声かけを中心に、地域で子どもたちに寄り添う活動を行っています。

■補導委員とは

地区町会・育成団体・学校から推薦された179人で構成されています。

松本市は、県内で一番多くの補導活動の実績があるほか、研修等で常に子どもたちの現状把握に努めています。

■現在の活動

令和2年度は、巡回を309回行い、声かけをした青少年は63人でした。（6月～12月）

補導活動に対し、市民の皆さんの、ご理解とご協力をお願いします。

■主な活動は3つ

①腕章をつけ、市内を巡回。青少年に「愛の一声」をかけ、非行防止に努めます。

②ゲームセンターなどに子どもたちに有害な環境がないか、調査を行います。

③地域住民に補導活動への理解と協力を呼びかけます。

補導記録から

緑町を抜け縄手通りへ。高校生3人が自転車で通過時に腕章を見たのか「ご苦労様です」と挨拶をしてくれました。

中町通りでは、ちょうど下校の自転車の列が通過していくので「一列で通行してください」と何組かに声をかけると、すぐに直してくれ、素直でとてもよかったです。

令和3年度

固定資産税・都市計画税の確認を

●問い合わせ　資産税課（本庁舎2階　☎33-4398　Fax39-0725）

今年は3年に一度の評価替えの年です。内容は、課税台帳を閲覧、または縦覧制度をご利用ください。また、5月上旬までに納税通知書を送付しますので、同封の課税明細書をご確認ください。

価格等に不服があるとき

「価格」は「固定資産評価審査委員会」に対して、「価格以外」は「市長」に対して、納税通知書の交付を受けた日の翌日から3カ月以内に、審査の申し出などを行うことができます。

課税台帳の閲覧と縦覧制度

【課税台帳の閲覧】

納税義務者の方は、自分の固定資産について、固定資産課税台帳に記載された事項（評価額や課税標準額等）を閲覧できます。賃借料等の対価を支払っている借地・借家人などの方も、関係する固定資産について閲覧できます。

【縦覧制度】

納税者の方は、市内全ての土地や家屋の評価額を縦覧できます。

		課税台帳の閲覧		縦覧制度
期間		4月1日㈭～5月31日㈪ ※土・日・祝日は除く	6月1日㈫～ ※土・日・祝日は除く	4月1日㈭～5月31日㈪ ※土・日・祝日は除く
手数料		無料	有料	無料
場所		資産税課（支所・出張所では、閲覧・縦覧はできません）		
持ち物	本人	マイナンバーカード、運転免許証など顔写真付きで本人確認できるもの		
	代理人	納税者義務者本人からの委任状（署名は本人の直筆）と本人確認できるもの		納税者本人からの委任状（署名は本人の直筆）と本人確認できるもの
	相続人	戸籍謄本など相続関係を証する書類と本人確認できるもの		
	法人	法人の代表者印または代表者印が押された書面（委任状）、申請者の本人確認できるもの		
	借地・借家人	不動産賃貸契約書等、権利関係が分かるものと本人確認できるもの		